

牡蠣殻を無償譲渡 いたします！

県が管理する石巻漁港海岸（長浜海岸）に大量の牡蠣殻が漂着したため、関係機関やボランティア、地元住民等にご協力をいただきカキ殻の回収を行いました。

今回「宮城県循環型社会形成推進計画」の基本理念に基づき、回収した牡蠣殻の有効利用を図るため、無償譲渡を行うものです。

どうぞ積極的にお申し込みください！



牡蠣殻を有効利用 してみませんか？



●観賞用として

●インテリアとして

●防犯対策として自宅敷地内に撒いてもいいかもしれません



●家庭菜園の
肥料として

使い方はあなた次第、詳しくは裏面をご覧ください。

宮城県東部地方振興事務所 水産漁港部

■ 牡蠣殻の譲渡方法等

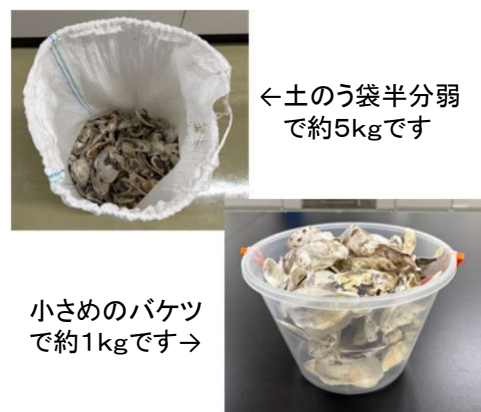
- 1 申込期間 令和7年11月6日(木)から11月28日(金)まで
- 2 申込方法 みやぎ電子申請サービスにより申し込むこと
URL: <https://logoform.jp/form/GQGB/1270981> 又は下記QRコード
- 3 譲渡方法 申込者は容器(土のう袋、バケツ等)を持参し、保管しているトンパックス内から必要数量を取り出すこと
- 4 譲渡期間 令和7年12月8日(月)から12月12日(金)まで
- 5 譲渡時間 午前10時30分から午後1時30分まで
- 6 譲渡場所 石巻市魚町2丁目地内(※下図又は下記リンクを参照)
(GoogleMapリンク: <https://maps.app.goo.gl/yS21ZNY2DpooHHBB8>)
- 7 注意事項

- (1) 牡蠣殻は保管しているトンパックス内から申込者自身が必要数量を取り出すものとします。
(ケガをしないよう軍手やスコップをご準備願います)
個人の場合は5kg程度、法人の場合は100kg程度を上限とし、上限を超えての譲渡を希望される場合は、使用後に使用実績報告書の提出を求めます。
使用実績報告書は下記お問い合わせ先まで、郵送又は電子メールにより提出願います。
(参考: 牡蠣殻は1枚当たり10g程度で、1kgで約100枚程度の量となります)
- (2) 譲渡する牡蠣殻は漂着したものを回収しており、多少牡蠣殻以外の物が付着しています。
- (3) 積込・運搬等の費用は申込者の負担とします。
- (4) 譲渡を受けた牡蠣殻は営利目的には使用しないこと。
- (5) 積込・運搬時及び譲渡後の使用による事故等について、県は一切責任を負いません。
- (6) 譲渡を受けた牡蠣殻は不法投棄しないこと。
(不法投棄した場合には、廃棄物処理法第25条第1項第14号に基づき、5年以下の懲役、または1000万円以下の罰金、またはその両方が科されます。)
- (7) 譲渡時には誓約書への署名を求めます。

8 その他

申込みが多数となった場合には譲渡数量を調整させていただく場合があります。

- 上記注意事項について承諾いただける場合は右のQRコード、又は上記2申込方法に記載のURLからお申し込みください。



牡蠣殻譲渡イメージ

■ お問い合わせ先

宮城県東部地方振興事務所 水産漁港部 漁港管理班

〒986-0850 石巻市あゆみ野5丁目7番地

TEL 0225-95-7318 FAX 0225-96-2698

電子メール et-gyokok@pref.miyagi.lg.jp